

施策 2-4-2 援護を必要とする子育て家庭への支援

(1) 住民意識調査結果


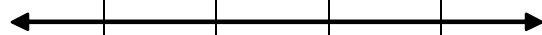
関連項目	満足度	順位	優先度	順位
子育てしやすい環境の整備	-8.4%	29位/全36項目中	78.6%	1位/全36項目中



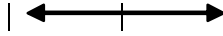

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

(養育機能の弱い家庭への相談支援体制の強化)		
指標	基準値	目標値
要保護児童ケースのうち継続支援を必要としない割合	平成 21 年度 57.4%	平成 27 年度 70.0%
赤ちゃん訪問（0～4ヶ月児）率	平成 21 年度 88.9%	平成 27 年度 95.0%
<p><前期 5 年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所の後方支援のもと、関係機関の理解と協力を得ながら、被虐待児童へのフォローアップ体制を更に強化していくことが目標です。 ○また児童虐待の未然防止も重要ですので、既存の要保護児童対策地域協議会を通じた、関係機関の職員個々のスキルを上げるための工夫も継続して実施します。 		
<p><指標に関する特記事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待通告や養護相談を受けた家庭については、それ自体を何らかの SOS と捉え、家庭訪問などの継続的な関わりを持っています。そのなかで様々な育児不安が解消され、行政の継続的な支援を必要としなくても良くなるのが目指すかたちなので、それを相談支援体制が有効に機能しているか否かの指標としました。 ○また赤ちゃん訪問事業（出生後 4 ヶ月までの赤ちゃん宅を訪問する）は、孤立した育児とならないよう育児情報をもって保健師が家庭訪問するもので、虐待の未然防止にも効果があるとされる事業です。この事業の成果として訪問率を指標としました。 		

(子どもの人権意識の啓発)		
指標	基準値	目標値
オレンジリボンキャンペーンの認知度	平成 21 年度 未実施	平成 27 年度 100%
(仮称) 子どもの権利に関する条例の制定	平成 21 年度 未制定	平成 25 年度 制定
<p><前期 5 年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <ul style="list-style-type: none"> ○NPO 法人「次世代たかねざわ」と協力し、虐待予防のシンボルとなっているオレンジリボンキャンペーンを展開し、地域全体で子どもたちを守っていく仕組みづくりをスタートさせます。 ○また児童虐待を産み出してしまうような土壌を変えるため、地域から、そして若い世代から、子どもの人権意識を啓発していく活動を行います。子どもの人権について幅広い世代を取り込んだ議論を行い、恒久的な意志表示として子どもの権利を守るための条例を制定し、更には子どもの人権を守っていくための受け皿となる組織を設立することを検討していきます。 		
<p><指標に関する特記事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○オレンジリボンキャンペーンの認知度については、手法を工夫しながら割合を高めていきます。 ○子どもの権利に関する条例については、平成 25 年度末の制定を当面の目標とします。 		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

(養育機能の弱い家庭への相談支援体制の強化)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○赤ちゃん訪問事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 赤ちゃんが生まれた家庭へ、助産師、保健師、看護師が訪問します。 赤ちゃんやお母さんの様子を伺い、心配なことに対するアドバイスを行ったり、子育て支援に関する情報提供を行います。 	 事業継続 ・保健師による家庭訪問 ・こども相談員への繋ぎ				
○養育支援訪問事業						
	<ul style="list-style-type: none"> こども相談員を配置し、育児に関する支援を必要とする家庭を訪問して、育児不安を解消するためのお手伝いや、必要に応じて関係機関へ繋ぐための援助を行います。 出前型の育児支援（家庭訪問など）だけでなく、育児不安に陥る前の支援を目的とした子育てワークショップも積極的に開催して、児童虐待の予防に努めます。 	 事業継続 ・ケースワーカーによる家庭訪問 ・子育てワークショップの開催				

(子どもの人権意識の啓発)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○子どもの権利意識啓発事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 既存のこども教育委員会や、たかねみらいプロジェクトの構成員を中心に、意見交換会を開催し、考えを集約します。 人権擁護関連の事業とも連携し、有識者の意見を聴く機会も設けていきます。 	 意見集約・検討組織編成				
○子どもの権利に関する条例検討事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 集約した意見をもとに、条例制定に向けた協議を行います。 条例に基づき、具体的に子どもの権利を守るための取組みを進めていくための施策に関する協議を行います。 	 条例制定に向けた協議  子どもの権利を守るための施策に関する協議				
○子どもの権利を守る組織設立事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づき、施策展開をしていく組織について検討します。 	 子どもの権利を守るための組織について検討				